

福岡市障がい者等地域生活支援協議会

「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」は、関係機関、関係団体及び障がい者若しくは障がい児の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者・児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うために設置した附属機関です。

参考：福岡市障がい者等地域生活支援協議会 (f-syochikyo.com) より抜粋

福岡市では、地域で生活をする障がいのある方やそのご家族が抱える悩みなど、各区から事例を通して課題があげられます。そうした課題の解決のために、「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」では必要に応じて、特定の事項を調査・研究し、施策提案の検討などを行うために専門部会を設置しています。

【触法障がい者部会】

罪を犯した障がい者の支援のために、触法障がい者の相談の流れを構築し、司法関係者と福祉が共同で支援を適切に進めていく仕組み作りや、触法障がい者の支援のためのネットワーク構築を行うことなどを目的として設置されています。

【地域生活支援拠点等整備検討部会】

緊急時に障がい者の受け入れができる場所が市内には少ないため、緊急時の障がい者の受け入れ先等の検討を行うことを目的として設置されています。

当センターは、本協議会の事務局業務の一部を担っており、協議会が区ごとに設置した区部会に出席し、事例検討や運営支援なども行っています。

福岡市障がい者等地域生活支援協議会（イメージ）

